

融資商品の概要 [住宅ローン]

令和2年11月9日現在

1. 商品名（愛称）	さいしん女性向け住宅ローン「シャイナス」 全国保証（株）保証付
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満20歳以上満56歳未満で最終返済時満80歳未満の方 <ul style="list-style-type: none"> * 主債務者および連帯債務者（所得合算者に限る）である女性 ・ 勤続年数 <ul style="list-style-type: none"> 給与所得者 … 1年以上、 * 医師・弁護士・公認会計士・税理士を含む * 親族経営法人勤務者 … 1年以上かつ通年決算2期以上 法人役員・個人事業主 … 通年決算2年以上 ・ 安定継続した収入があり、下記の年間所得のある方 <ul style="list-style-type: none"> 「Aコース」 <ul style="list-style-type: none"> 年間所得100万円以上（一定の条件を満たす場合） * 所得合算不可 「Bコース」 <ul style="list-style-type: none"> 年間所得500万円以上 * 一定の条件を満たす場合、年間所得100万円以上 「Cコース」・「Dコース」・「Eコース」 <ul style="list-style-type: none"> 年間所得100万円以上 ・ 団体信用生命保険に加入できる方 ・ 全国保証（株）の保証を受けられる方 ・ 当金庫の会員または会員となる資格を有する <ul style="list-style-type: none"> (1) 当金庫の地区内（事業区域）に住所または居所を有する方 (2) 当金庫の地区内（事業区域）の事業所に勤務されている方
3. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込人が居住するための住宅資金で次のもの。 <ul style="list-style-type: none"> ① 土地および住宅の購入資金 ② 住宅の新築・リフォーム資金 ③ 住宅の住換え・建替えに要する資金 ④ 住宅用発電設備および省エネ設備に係る資金 ⑤ 住宅ローンの借換え（返済実績1年以上） <ul style="list-style-type: none"> * 借換えと同時にを行うリフォーム、住宅用発電設備および省エネ設備に係る資金 ⑥ オプションとして購入する設備機器、付帯工事にかかる資金 ⑦ 諸費用

4. ご融資金額	・ 200万円以上6,000万円以下（1万円単位）
5. ご融資期間	・ 3年以上30年以内。
6. ご融資利率	<p>【変動金利型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当金庫所定の利率を適用させていただきます。 ・ 毎年4月1日および10月1日現在で、当金庫が定める住宅ローンプライムレートを基準として見直し、4月1日基準の住宅ローン金利は6月の約定返済日の翌日（7月返済分）から、10月1日基準の住宅ローン金利は12月の約定返済日の翌日（1月返済分）から適用になります。 ・ 変動金利型住宅ローンを選択された場合、固定金利特約付変動金利型住宅ローンへの変更（固定金利特約期間の選択）はできません。 <p>【固定金利特約付変動金利型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当金庫所定の利率を適用させていただきます。 ・ お借入時に、固定金利特約期間3年・5年・10年のいずれかをご選択いただきます。・ 固定金利特約期間中の適用利率は一定です。 ・ お借入当初の利率が適用されるのは当初固定金利特約期間に限りです。当初固定金利特約期間終了時点で、再度その時点での固定金利特約期間を選択することもできますが、この利率はお借入当初の利率とは異なります。 ・ 固定金利特約期間終了時に、固定金利特約期間3年・5年・10年、又は、変動金利のいずれかをご選択いただけます。ただし、お借入残存期間を超える期間の固定金利特約期間は選択できません。なお、選択の意思表示がなされなかった場合は、変動金利を選択されたものとみなし、変動金利を適用させていただきます。 ・ 固定金利特約期間中は、他の金利タイプへの変更はできません。 ・ 変動金利期間中は、固定金利特約期間へいつでも変更できます。ただし、お借入残存期間を超える期間の固定金利特約期間は選択できません。 ・ 再選択時は再選択時点の利率が適用されます。なお、選択する固定金利特約期間や変動金利の選択により利率が異なります。 ・ 固定金利特約期間を再選択する場合の利率は、当金庫が定める固定金利選択型住宅ローン基準金利を基準に見直しを行い適用となります。 ・ 変動金利の利率は、当金庫が定める住宅ローンプライムレートを基準として適用され、毎年4月1日および10月1日現在で、当金庫が定める住宅ローンプライムレートを基準として見直し、4月1日基準の住宅ローン金利は6月の約定返済日の翌日（7月返済分）から、10

	<p>月1日基準の住宅ローン金利は12月の約定返済日の翌日(1月返済分)から適用になります。</p>
7. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月元利均等返済に加え、ボーナス時の増額返済との併用もできます。ただし、ボーナス返済分はご融資金額の50%以内とします。 <p>【変動金利型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月の返済額は5年間(10月1日を基準日とする、お借入利率の見直しを5回行うまで)は変更致しません。したがって、お借入金利に変更があった場合、元金と利息の内訳を調整致します。 ・5年毎に返済金額の見直しをする際、返済額が増加する場合は、旧返済額の1.25倍を上限とします。 ・返済日はご都合に合わせて任意の日を指定できます。【固定金利特約付変動金利型】 ・返済日は2日、12日、22日のいずれかをご選択いただきます。 <p>*「Aコース」及び一定の条件に該当する「Bコース」は親子リレーローンのお取扱いはできません。</p>
8. 担保・保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・融資対象物件(土地・建物)に第1順位の抵当権を設定させていただきます。 ・建物は火災保険へのご加入を確認させていただきます。又、土地が借地、保留地の場合はその保険に質権を設定させていただきます。 ・全国保証(株)が保証いたしますので、原則として保証人は不要です。ただし、所得合算される方、その他必要と認められた場合には連帯保証人となっていただきます。 ・担保提供される方は物上保証人となっていただきます。
9. 手数料・保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫所定の不動産担保事務取扱手数料を、融資実行時に当金庫に対してお支払いいただきます。(別紙手数料一覧表をご覧ください。) ・全国保証(株)に対して、保証料をお支払いいただきます。なお、保証料は保証会社の審査結果により異なる場合があります。 ・保証料の支払方法は一括前払い型と金利上乘せ型があります。 <p>【一括前払い型】</p> <p>ご融資時に一括して所定の保証料額をお支払いいただきます。(別紙住宅ローン保証料表をご覧ください。)</p> <p>【金利上乘せ型】</p> <p>ご融資利率に保証料率が含まれます。(保証料率分Aコース年0.08%、Bコース年0.15%、Cコース年0.20%、Dコース</p>

	<p>年0.30%、Eコース年0.40%をご融資利率に上乘せします。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国保証(株)に対して、保証会社事務取扱手数料55,000円(税込)をお支払いいただきます(保証料金利上乘せ型の場合は免除)。 ・条件変更手数料 期日前完済、一部繰上返済、条件変更等に手数料がかかります。(別紙手数料一覧表をご覧ください。) 												
<p>10. 団体信用生命保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として団体信用生命保険にご加入いただきます。 ・がん保障特約付団体信用生命保険もお選び頂けます。この場合、金利は年0.2%上乘せとなります。 ・3大疾病保障特約付団体信用生命保険、団体信用就業不能保障保険3大疾病保障特約付団体信用生命保険もお選び頂けます。この場合、金利は年0.3%上乘せとなります。 ・保険料は当金庫が負担します。 *「Dコース」、「Eコース」は団体信用生命保険加入が条件となります。 												
<p>11. ご返済軽減特約の対象となるライフシーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て つぎのライフシーンが発生した際に「プラン」を適用することができます。 <table border="1" data-bbox="497 958 1401 1122"> <thead> <tr> <th>ライフシーン</th> <th>具体的なライフシーン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出産</td> <td>産前産後休業、育児休業</td> </tr> <tr> <td>被扶養者の就学</td> <td>高校、専門学校、大学、大学院(在学中の留学も含む)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・介護 つぎの要件に該当し、主債務者もしくは連帯債務者(所得合算者に限る)による介護、または被介護が介護施設へ入所される場合に対象となります。 <table border="1" data-bbox="497 1245 1401 1503"> <thead> <tr> <th>被介護者</th> <th>具体的なライフシーン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者もしくは同居する親</td> <td>公的介護保険制度による要介護1以上の認定を受けていること</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>障がいがある子で公的機関より障がい者の認定を受けていること</td> </tr> </tbody> </table>	ライフシーン	具体的なライフシーン	出産	産前産後休業、育児休業	被扶養者の就学	高校、専門学校、大学、大学院(在学中の留学も含む)	被介護者	具体的なライフシーン	配偶者もしくは同居する親	公的介護保険制度による要介護1以上の認定を受けていること	子	障がいがある子で公的機関より障がい者の認定を受けていること
ライフシーン	具体的なライフシーン												
出産	産前産後休業、育児休業												
被扶養者の就学	高校、専門学校、大学、大学院(在学中の留学も含む)												
被介護者	具体的なライフシーン												
配偶者もしくは同居する親	公的介護保険制度による要介護1以上の認定を受けていること												
子	障がいがある子で公的機関より障がい者の認定を受けていること												
<p>12. ご返済額の見直し方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となるライフシーンが発生した際に、お客様の申し出によりご返済額の軽減を最長7年(1年毎に見直し)および当初ご契約から最長35年以内でご返済期間の延長を、行うことができます。ただし以下の条件を満たす必要があります。 ① 特約に基づくご返済額の軽減のお申し出時点においてご返済に遅滞等がないこと ② お借入れ当初より返済実績が1年以上あること ③ 特約に基づくご返済軽減以外のご返済方法の見直し(元金据置等)を行っていないこと ・特約に基づくご返済額の軽減において、ご返済元金の据置はできません。 ・ご返済額の軽減には所定の審査が必要です 												

1 3. ご提出書類	<ul style="list-style-type: none">・ 本特約に基づくご返済額の見直しをご利用いただくにあたっては、通常の書類に加えて以下の書類をご提出いただきます。①育児の場合：産前産後休業、育児休業が分かる資料②教育の場合：入学許可書、合格通知書または在学証明書③介護の場合：介護保険被保険者証等、公的介護保険制度に基づく所定の書類、障害者手帳、障害者と認定を受けていることを確認できる書類、介護保険施設へ入所していることが確認できる書類、介護休業が分かる資料
1 4. その他	<ul style="list-style-type: none">・ 現在のご融資利率につきましては、当金庫本支店、ローンセンターまでお問い合わせ下さい。・ 店頭にて返済額の試算を承ります。・ 審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。